

告示

埼玉県告示第三百二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十七年埼玉県告示第四百五十二号で告示した児玉都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 施行者の名称

美里町

二 都市計画事業の種類及び名称

児玉都市計画下水道事業美里公共下水道

三 事業施行期間

平成十七年三月四日から

平成三十三年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 分流区域

(1) 汚水

(一) 収用の部分

変更なし

(二) 使用の部分

平成十七年埼玉県告示第四百五十二号、平成二十三年埼玉県告示第四百九号、平成二十七年埼玉県告示第二百九十二号及び平成二十八年埼玉県告示第二百六十三号の事業地に美里町大字北十条字下川原、字鍛冶屋、字宮前、字東畑、字重、字前田及び字西畑、大字南十条字前田、字南曲輪、字前畑、字東畑、字北根、字南、字歌舞伎、字渕ノ上及び字石川曲輪、大字沼上字水殿、字大白、字久保、字北川原、字上宿、字中宿、字下宿、字田中、字堀之内、字南、字西川原、字新田、字赤見谷戸、字天水及び字宮上並びに大字広木字後山王、字洞魂淵、字壺出井、字雨坪池、字山王及び字川原を加え、大字下児玉字台、字十二丁、字山根、字中山、字後田、字川原崎東、字川原崎西、字寺前、字金鑽東、字宮ヶ谷戸、字熊谷後、字熊谷及び字西北山、大字阿那志字天神、字下十條前及び字伊勢宮並びに大字北十条字稻荷面を削り、大字小茂田字三反畑及び字下児玉東、大字下児玉字村西、字殿ヶ谷戸、字村東及び字村後並びに大字阿那志字下十條、字川原及び字川原前地内において事業地を変更する。